

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

| | | | | | |
|------------|---|------------------------------|------------|---|------------------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社信東産業 | | | | |
| 所在地 | 長野県須坂市大字小河原2011-1 | | | | |
| 入札参加停止の期間 | 令和6年8月2日から令和6年11月1日まで(3か月) | | | | |
| 事実概要 | 小布施町が令和4年12月14日に執行した「令和4年度小布施町水道事業財政シミュレーション業務」を含む3件の業務に関し、株式会社信東産業の使用人が公契約関係競売入札妨害の罪で略式起訴され、令和6年6月24日付けで長野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 | | | | |
| 理由 | 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。 | | | | |
| 備考 | 【入札参加停止措置要領別表第2第11号】 <table border="1"><tr><td>不正又は不誠実な行為</td><td>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</td><td>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</td></tr></table> | | 不正又は不誠実な行為 | 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき | 当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内 |
| 不正又は不誠実な行為 | 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき | 当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内 | | | |